

計量証明事業の取扱いの一部変更について

令和6年1月23日
高知県土木政策課

令和5年12月28日に測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格申請を締め切り、現在審査を行っていますが、計量証明事業の取扱いについて、下記のとおり、一部変更を行いました。

【新】

計量証明事業について、事業者として計量法第107条の登録を受けた事業所を有していれば申請可能。

【旧】

計量証明事業について、委任する場合には『本社』と『支店』の両方に計量法第107条の登録を受けている必要がある。委任しない場合は『本社』が同登録を受けている必要がある。

上記変更に伴い、新たに計量証明事業を申請される事業者におかれましては、下記の御対応をお願いします。なお、補正期限は令和6年1月31日となっています。

『ケース1』 入札参加資格申請をしており、審査完了となっている

『ケース2』 入札参加資格申請をしており、補正返信をしている

⇒ 差戻しを行いますので、土木政策課建設業振興担当(088-823-9815)までご連絡ください

『ケース3』 入札参加資格申請をしており、差戻しとなっている

⇒ 登録証明書を添付のうえ、申請業務欄にチェックを入れて、補正返信をしてください

『ケース4』 旧取扱いでは申請できず、入札参加資格を申請していなかった

⇒ 2/5～2/13に追加募集を行いますので、その際に申請をしてください

対象の事業者におかれましては、ご不便をおかけして申し訳ありませんが、よろしく申し上げます。